

議案第 99 号

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市手数料徴収条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

別表第 14 の 2 の項中「法第 18 条第 14 項」を「第 18 条第 16 項」に改め、
同表の 3 の項中「第 18 条第 17 項」を「第 18 条第 19 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務				別表第14（第2条関係） 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）に関する事務			
	名称	事務	金額		名称	事務	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	建築物等 完了検査 申請手数料	法第7条第1項又は第18条第16項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料	1件につき ア 建築物（法第7条の3第1項に規定する中間検査又は特定工程に係る工事の終了の検査（以下「中間検査等」という。）に係るものを除く。） 床面積の合計 30平方メートル以下のもの 10,000円 30平方メートルを超え100平方メー	2	建築物等 完了検査 申請手数料	法第7条第1項又は法第18条第14項の規定（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に基づく建築物等に関する完了検査の申請又は完了の通知手数料	1件につき ア 建築物（法第7条の3第1項に規定する中間検査又は特定工程に係る工事の終了の検査（以下「中間検査等」という。）に係るものを除く。） 床面積の合計 30平方メートル以下のもの 10,000円 30平方メートルを超え100平方メー

		<p>トル以下のもの 12,000円 100平方メートル を超え200平方メ ートル以下のもの 16,000円 200平方メートル を超え500平方メ ートル以下のもの 22,000円 500平方メートル を超えるもの 36,000円</p> <p>イ 建築物（中間検査等 に係るもの） 床面積の合計 30平方メートル以 下のもの 9,000円 30平方メートルを 超え100平方メー トル以下のもの 11,000円 100平方メートル を超え200平方メ</p>			<p>トル以下のもの 12,000円 100平方メートル を超え200平方メ ートル以下のもの 16,000円 200平方メートル を超え500平方メ ートル以下のもの 22,000円 500平方メートル を超えるもの 36,000円</p> <p>イ 建築物（中間検査等 に係るもの） 床面積の合計 30平方メートル以 下のもの 9,000円 30平方メートルを 超え100平方メー トル以下のもの 11,000円 100平方メートル を超え200平方メ</p>
--	--	--	--	--	--

			<p>一ト以下のもの 15,000円 200平方メートル を超え 500平方 メートル以下のもの 21,000円 500平方メートル を超えるもの 35,000円</p> <p>ウ 工作物 9,000円</p>				<p>一ト以下のもの 15,000円 200平方メートル を超え 500平方 メートル以下のもの 21,000円 500平方メートル を超えるもの 35,000円</p> <p>ウ 工作物 9,000円</p>
		<p>備考 1 ア及びイの場合の床面積の合計は、建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 2 1の項の備考2及び6は、この場合に準用する。</p>				<p>備考 1 ア及びイの場合の床面積の合計は、建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築物に係る部分の床面積について算定し、建築物を同一敷地内において移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 2 1の項の備考2及び6は、この場合に準用する。</p>	
3	建築物等 中間検査 申請手数料	法第7条の3第1 項又は第18条第 19項の規定（法 第8条第1項に	1件につき ア 建築物 中間検査等を行う部分 の床面積の合計	3	建築物等 中間検査 申請手数料	法第7条の3第1 項又は第18条第 17項の規定（法 第8条第1項に	1件につき ア 建築物 中間検査等を行う部分 の床面積の合計

		<p>において準用する場合を含む。)に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知手数料</p> <p>30平方メートル以下のもの 9,000円</p> <p>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 11,000円</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 15,000円</p> <p>200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 20,000円</p> <p>500平方メートルを超えるもの 33,000円</p> <p>イ 工作物 9,000円</p>			
		備考 1の項の備考2及び6は、この場合に準用する。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<p>において準用する場合を含む。)に基づく建築物等に関する中間検査の申請又は特定工程に係る工事終了の通知手数料</p> <p>30平方メートル以下のもの 9,000円</p> <p>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 11,000円</p> <p>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 15,000円</p> <p>200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 20,000円</p> <p>500平方メートルを超えるもの 33,000円</p> <p>イ 工作物 9,000円</p>			
		備考 1の項の備考2及び6は、この場合に準用する。			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)